

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 R8 年 6 月 1 日～ R13 年 5 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率 75%以上

<対策>

- R8 年 4 月～ 各部署における休業者の業務カバー体制の検討（業務体制の見直し、業務内容の洗い出しと引継ぎ）・実施
- R8 年 6 月～ 育児休業等に関する説明会を開き、育児休業制度について周知する。

目標2：全職員の時間外・休日労働時間の計画期間内の平均が各月 5 時間未満とする。

<対策>

- R8 年 6 月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施
- R8 年 6 月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標3：育児休業を取りやすく、職場復帰しやすい環境の整備

<対策>

- R8 年 6 月～ 全職員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- R8 年 4 月～ 「育休復帰支援プラン」策定に向けて、育休取得予定者に対する面談を実施
- R8 年 6 月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始
- R8 年 8 月～ 育児休業中の職員に情報提供